

一時保育要綱（運用を含む）

目的

保護者の就労・疾病・災害等や冠婚葬祭など、社会的にやむを得ない事情における一時的な保育需要に対応するため、当町において一時保育を実施することにより、保育園が地域における子育て支援の役割を担うことができ、安心して子育てができ住みよい環境の町にしていく。

実施方法

(1) 保育期間

週 3日以内 かつ 月12日以内を限度

(2) 保育時間帯

- ・平日 午前 8時30分 から 午後 5時までの間
- ・土曜日 午前 8時30分 から 正午までの間

(3) 受入対象

保育園に入園していない児童のうち、利用日の属する月の初日現在で満10ヶ月以上である就学前の児童

(4) 受入体制

日常保育に支障がないように、臨時保育士対応とする。
大下条保育園 及び新野保育園（1歳未満は大下条保育園のみ）

(5) 申込手続

利用を希望する保護者は事前に予約し、保育園と児童の面談を利用日前に行う。
緊急の場合には園長と相談し対応する。

(6) 当日の受入

児童の様子を「申込書」に記入する。

(7) 一時保育のできない日

・参観日、遠足、運動会、入園式、卒園式、特別保育期間、
予約の時点で保護者に説明し、他園へ紹介する。

(8) 保育料

1 時間当たり 3歳未満児 500円 、 3歳以上児 300円

*おやつ、食事代を含む。

町が発行する「納入通知書」により保護者が納入する。